

申請者のみなさまへ

# 江 東 区 建 築 審 査 会

## 【資料作成の手引き】



江東区 都市整備部 建 築 課 (資料作成全般)  
江東区 都市整備部 建築調整課 (事 務 局)

# 目 次

1	許可申請のスケジュール等	1
2	建築審査会用資料の作成	2
3	路上建築物等連絡協議会用資料の作成	4
4	公聴会用資料の作成	6
資料1	「内表紙」	8
資料2	「目次」	9
資料3	「計画概要書」	10
資料4	「路上建築物建築計画書」	11
資料5	「計画概要一覧表」	12
別紙1	「標準的な許可までのフロー（建築審査会のみ）」	13
別紙2	「標準的な許可までのフロー（建築審査会、路上建築物等連絡協議会）」	14
別紙3	「標準的な許可までのフロー（建築審査会、公聴会）」	15
別紙4	「公聴会開催のお知らせ」	16

# 1 許可申請のスケジュール等

## (1) 事前相談

江東区建築審査会(以下「審査会」という。)の同意が必要な許可の申請を予定している場合は、事前に建築課へ許可相当の内容であるかを相談し、確認を得てください。

### 【建築審査会の同意が必要な許可】

- ・建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可
- ・建築基準法第44条第1項第二号及び第四号の規定による許可
- ・建築基準法第48条第1項から第14項のただし書きの規定による許可
- ・建築基準法第52条第10項、第11項及び第14項の規定による許可
- ・建築基準法第53条第4項、第5項又は第6項第3号の規定による許可
- ・建築基準法第56条の2第1項ただし書きの規定による許可
- ・建築基準法第58条第2項の規定による許可
- ・建築基準法第59条の2第1項の規定による許可 … など

※ 事前相談にあたっては、許可を求める事項、その理由及びその計画内容がわかる資料をご提示ください。

## (2) 建築審査会の開催

審査会の開催日は、原則として毎月第4木曜日\*を予定しています。「標準的な許可までのフロー(建築審査会のみ)」(別紙1)を参考にして、できるだけ早い段階から建築課へ相談をするとともに、建築課に審査会の開催希望をお伝えください。建築課からの依頼を受けて、建築調整課(以下「事務局」という。)は日程調整等の準備を開始します。

※ 時期によっては変動する場合がありますので、ご了承ください。

## (3) 路上建築物等連絡協議会の開催

建築基準法第44条の規定による道路内の建築制限の許可にあたっては、江東区路上建築物等連絡協議会(以下「路上協」という。)への付議が必要な場合がありますので、「標準的な許可までのフロー(建築審査会、路上建築物等連絡協議会)」(別紙2)を参考にして、建築課に路上協の開催希望をお伝えください。建築課からの依頼を受けて、事務局は日程調整等の準備を開始します。

※ 路上協は不定期の開催であるため、日程調整等の準備に期間を要しますので、早い段階から建築課へ相談をしてください。また、場合によっては希望どおりの時期に開催できないことがありますので、予めご了承ください。

※ 所轄警察署、所轄消防署及び道路管理者から本件道路内の建築について支障がない旨の回答が記載された「路上建築物建築計画書」(資料4)の提出がある場合、路上協の開催を省略できることがあります。詳細については、建築課へご相談ください。

## (4) 公聴会の開催

建築基準法第48条及び同法第59条の2等の規定による許可にあたっては、公聴会の開催が必要ですので、「標準的な許可までのフロー(建築審査会、公聴会)」(別紙3)を参考にして、建築課に公聴会の開催希望をお伝えください。建築課からの依頼を受けて、事務局は日程調整等の準備を開始します。

※ 公聴会の開催までに、利害関係人に対して、当該建築計画等を十分に説明してください。

※ 利害関係人の範囲については、建築課へご相談ください。

## (5) 江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく手続き

「江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」(以下「条例」という。)施行規則第8条に規定する許可の申請を行う場合は、当該許可申請の受付前に、条例に規定する標識設置届等の提出及び標識の設置期間が必要です。許可申請のスケジュールを計画するにあたっては、これらの期間も考慮の上、建築課に審査会等の開催希望をお伝えください。

## (6) その他の注意事項

「標準的な許可までのフロー」(別紙1~3)に示す各項目に要する期間を十分ご確認ください。また、余裕をもった許可申請のスケジュールを計画し、建築課へご相談ください。

また、案件の内容によっては、許可前に構造計算適合性判定の適合判定 通知書の提出を求める場合がありますので、事前にご確認ください。

## 2 建築審査会用資料の作成

### (1) 必要な図書等

審査会用資料は、下記の「表1-共通図書」及び「表2-必要に応じて添付する図書」のうち該当する図書を添付又は作成してください。

(表1-共通図書)

No	図書名	注意事項
1	許可申請書(写)	許可申請書が受付された後に、受付印が押されたものの写し(白黒複写)を建築課より入手し、添付してください。
2	内表紙	「資料1」を参考に作成してください。
3	目次	「資料2」を参考に作成してください。 図書の順番は、建築課と打ち合わせの上、決定してください。
4	許可申請理由書(写)	許可申請書が受付された後に、その写し(白黒複写)を建築課より入手し、添付してください。
5	計画概要書	「資料3」を参考に作成してください。
6	付近見取図	下記「9 配置図」から「12 断面図」に同じ
7	現況写真 (カラー印刷)	現地の状況(敷地、道路及び周辺)がわかるように様々な方向から撮影し、作成してください。また、撮影位置及び方向を示す撮影位置図をあわせて作成してください。 ※ 撮影位置図は「6 付近見取図」と兼ねることも可能です。
8	都市計画図 (カラー印刷)	一定の範囲の都市計画図を切り出し、申請地を明示し、用途地域及びその他の地域地区等がわかるようにしてください。なお、凡例の一覧表により用途地域及び地域地区等を示す場合は、該当する欄を赤枠等で囲ってください。
9	配置図	原則として許可申請書に添付した図書と同じものを添付してください。
10	平面図	ただし、審査会用資料として不要な記載がある場合や、わかりづらい記載がある場合は、部分的に削除又は修正をお願いすることがあります。
11	立面図	また、増築に係る許可申請の場合は増築する部分、高さ制限に係る許可申請の場合は制限を超えている部分などについて、「赤線で囲む」又は「拡大図を作成する」など、資料の修正又は追加をお願いすることがあります。
12	断面図	

(表2－必要に応じて添付する図書)

No	図書名	注意事項・添付要件
－	協定書(写)	建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可申請の場合で、協定書の提出が許可の要件であるときは、その写しを添付してください。
－	路上建築物建築計画書(写) (所管警察署、所管消防署、 道路管理者)	建築基準法第44条第1項第二号又は第四号の規定による許可申請の場合で、路上建築物建築計画書(資料4)により所管警察署、所管消防署及び道路管理者の意見が示されているときは、その写しを添付してください。
－	現況図	建築基準法第48条第1項から第14項のただし書き、第56条の2第1項ただし書き及び第59条の2第1項の規定による許可申請の場合は、添付してください。
－	日影図及び日影時間図等 (カラー印刷)	建築基準法第56条の2第1項ただし書き及び第59条の2第1項の規定による許可申請の場合は、添付してください。 ※ 各時刻の日影、増築部分によって新たに生ずる日影の形状等を着色してください。
－	工場調書	建築物又は建築物の部分に工場の用途がある場合は、添付してください。
－	その他	計画内容及び許可を求める事項等について、建築課が審査会で説明するにあたり、以上の資料では不足していると判断した場合は、以上に掲げる図書以外に追加図書の添付又は作成を求めることがあります。 建築課と打ち合せの上、その他の資料を添付してください。

※ 同一の申請者が、同時期に、同内容の複数の建築計画について許可申請する場合は、審査会用資料の一部を省略(=共用)できる場合がありますので、事前に建築課へご相談ください。なお、省略できる場合は、代わりに「計画概要一覧表」(資料5:バス停留所上家新築工事の事例)を作成し、添付してください。

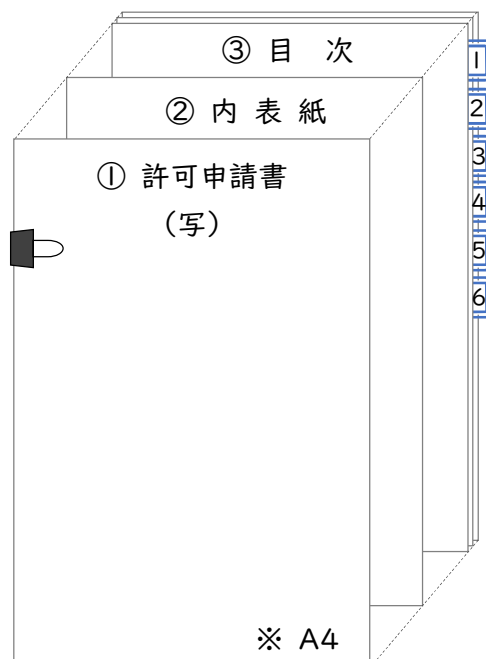
※ 審査会に対する計画内容及び許可を求める事項等についての説明は建築課が行いますので、許可申請書に添付する図書とともに、審査会用資料の内容や表現方法等について、建築課と十分に打ち合わせてください。

## (2) 審査会用資料の提出

上記により審査会用資料を作成の上、1部を建築課に提出し、その内容についての調整及び必要な修正を行った後に、下記の「表3－審査会用資料の仕様等」のとおり、審査会開催日の2週間前までに、建築課を通じて事務局へ提出してください。

(表3－審査会用資料の仕様等)

項目	仕様等
用紙サイズ	原則としてA4サイズとし、図面等はA3で作成したものをA4サイズになるよう片袖折り(Z折り)としてください。
資料の順番	①許可申請書(写)、②内表紙、③目次、④以降は目次に沿った順番としてください。
インデックス	目次の番号のインデックス(赤枠以外※)を資料の右側につけてください。 ※ 赤枠のインデックスは事務局が他の書類を表示するために使用します。
綴じ方	左開きとし、ダブルクリップ止めとしてください。
部数	13部を提出してください。



### 3 路上建築物等連絡協議会用資料の作成

#### (1) 必要な図書等

路上協用資料は、下記の「表4-路上協で必要な図書」を添付又は作成してください。

(表4-路上協で必要な図書)

No	図書名	注意事項
1	表紙	「資料1」を参考に作成してください。
2	目次	「資料2」を参考に作成してください。 図書の順番は、建築課と打ち合わせの上、決定してください。
3	許可申請理由書(写)	許可申請書が受付された後に、その写し(白黒複写)を建築課より入手し、添付してください。
4	計画概要書	「資料3」を参考に作成してください。
5	付近見取図	下記「8 配置図」から「11 断面図」に同じ
6	現況写真 (カラー印刷)	現地の状況(敷地、道路及び周辺)がわかるように様々な方向から撮影し、作成してください。また、撮影位置及び方向を示す撮影位置図をあわせて作成してください。 ※ 撮影位置図は「5 付近見取図」と兼ねることも可能です。
7	都市計画図 (カラー印刷)	一定の範囲の都市計画図を切り出し、申請地を明示し、用途地域及びその他の地域地区等がわかるようにしてください。なお、凡例の一覧表により用途地域及び地域地区等を示す場合は、該当する欄を赤枠等で囲ってください。
8	配置図	原則として許可申請書に添付した図書と同じものを添付してください。
9	平面図	ただし、路上協用資料として不要な記載がある場合や、わかりづらい記載がある場合は、部分的に削除又は修正をお願いすることがあります。
10	立面図	また、増築に係る許可申請の場合は増築する部分などについて、「赤線で囲む」又は「拡大図を作成する」など、資料の修正又は追加をお願いすることがあります。
11	断面図	す。
—	その他	計画内容及び許可を求める事項等について、建築課が路上協で説明するにあたり、以上の資料では不足していると判断した場合は、以上に掲げる図書以外に追加図書の添付又は作成を求めることがあります。 建築課と打ち合わせの上、その他の資料を添付してください。

※ 路上協に対する計画内容及び許可を求める事項等についての説明は建築課が行いますので、路上協用資料の内容や表現方法等について、建築課と十分に打ち合わせてください。

#### (2) 路上協用資料の提出

上記(1)により路上協用資料を作成の上、1部を建築課に提出し、その内容についての調整及び必要な修正を行った後に、下記の「表5-路上協用資料の仕様等」のとおり、路上協開催日の**3週間前まで**に、建築課を通じて事務局へ提出してください。

(表5－路上協用資料の仕様等)

項目	仕様等
用紙サイズ	原則としてA4サイズとし、図面等はA3で作成したものをA4サイズになるよう片袖折り(Z折り)としてください。
資料の順番	①表紙、②目次、③以降は目次に沿った順番としてください。
インデックス	目次の番号のインデックスを資料の右側につけてください。
綴じ方	左開きとし、ホチキス2箇所止めとしてください。
部数	13部を提出してください。





## 4 公聴会用資料の作成

### (1) 必要な図書等

公聴会用資料は、下記の「表6－公聴会で必要な図書」を添付又は作成してください。

(表6－公聴会で必要な図書)

No	図書名	注意事項
1	表紙	「資料1」を参考に作成してください。
2	目次	「資料2」を参考に作成してください。 図書の順番は、建築課と打ち合わせの上、決定してください。
3	許可申請理由書(写)	許可申請書が受付された後に、その写し(白黒複写)を建築課より入手し、添付してください。
4	計画概要書	「資料3」を参考に作成してください。
5	付近見取図	下記「8 配置図」から「11 断面図」に同じ
6	現況写真 (カラー印刷)	現地の状況(敷地、道路及び周辺)がわかるように様々な方向から撮影し、作成してください。また、撮影位置及び方向を示す撮影位置図をあわせて作成してください。 ※ 撮影位置図は「5 付近見取図」と兼ねることも可能です。
7	都市計画図 (カラー印刷)	一定の範囲の都市計画図を切り出し、申請地を明示し、用途地域及びその他の地域地区等がわかるようにしてください。なお、凡例の一覧表により用途地域及び地域地区等を示す場合は、該当する欄を赤枠等で囲んでください。
8	配置図	原則として許可申請書に添付した図書と同じものを添付してください。
9	平面図	ただし、公聴会用資料として不要な記載がある場合や、わかりづらい記載がある場合は、部分的に削除又は修正をお願いすることがあります。
10	立面図	また、増築に係る許可申請の場合は増築する部分、高さ制限に係る許可申請の場合は制限を超えている部分などについて、「赤線で囲む」又は「拡大図を作成する」など、資料の修正又は追加をお願いすることがあります。
11	断面図	
—	現況図	
—	日影図及び日影時間図等 (カラー印刷)	※各時刻の日影、増築部分によって新たに生ずる日影の形状等を着色してください。
—	その他	計画内容及び許可を求める事項等について、公聴会で説明するにあたり、以上の資料では不足していると判断した場合は、以上に掲げる図書以外に追加図書の添付又は作成を求めることがあります。 建築課と打ち合わせの上、その他の資料を添付してください。
別途	利害関係者名簿	原則として、計画建築物の敷地境界線から50mの範囲内の土地及び建築物の権利者(所有権、賃借権等)、その他利害関係を有すると思われる者を対象とし、詳細な範囲については、建築課へご相談ください。

※ 公聴会に対する計画内容及び許可を求める事項等についての説明は建築主(設計者等)が行うこととなりますが、公聴会用資料の内容や表現方法等について、建築課と十分に打ち合わせてください。



## (2) 公聴会用資料の提出等

### ① 利害関係者名簿の提出

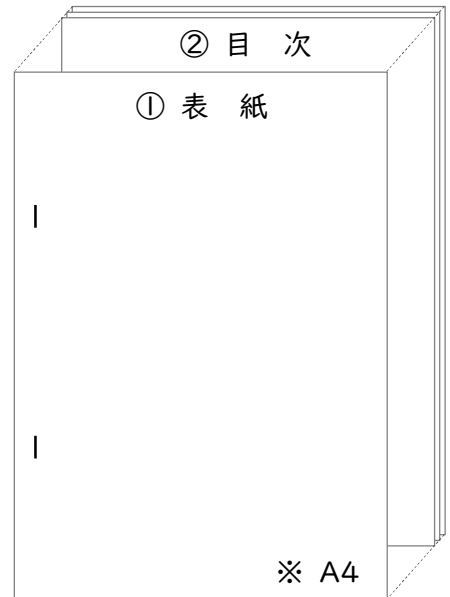
利害関係者名簿を作成の上、1部を許可申請時に建築課を通じて事務局へ提出してください。

### ② 公聴会用資料の提出

上記(1)により公聴会用資料を作成の上、1部を建築課に提出し、その内容についての調整及び必要な修正を行った後に、下記の「表7-公聴会用資料の仕様等」のとおり、公聴会開催日の3週間前までに、建築課を通じて事務局へ提出してください。

#### (表7-公聴会用資料の仕様等)

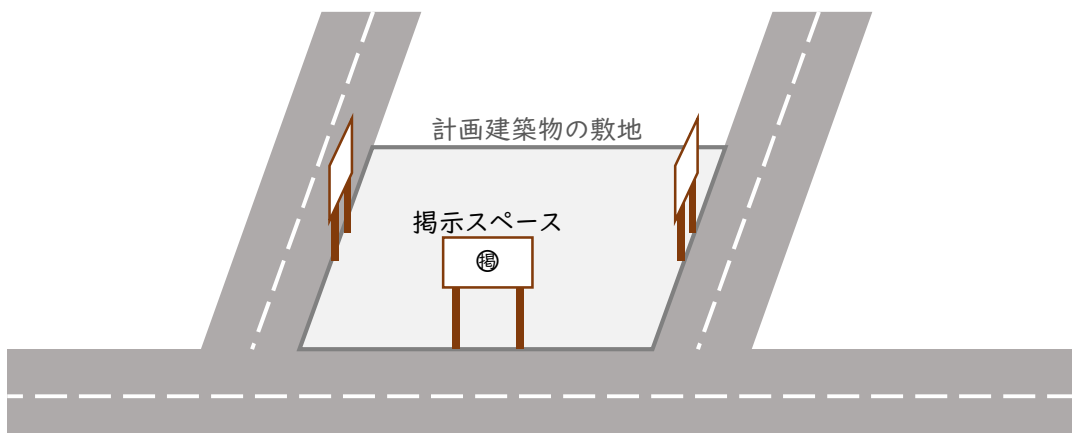
項目	仕様等
用紙サイズ	原則としてA4サイズとし、図面等はA3で作成したものをA4サイズになるよう片袖折り(Z折り)としてください。
資料の順番	①表紙、②目次、③以降は目次に沿った順番としてください。
インデックス	不要です。
綴じ方	左開きとし、ホチキス2箇所止めとしてください。
部数	10部+申請者側の出席者分+予想来場者数分を提出してください。 ※ 建築課と打ち合わせの上、提出部数を決定してください。



### ③ 開催案内等の掲示

計画建築物の敷地の適当な場所(各道路に面する位置それぞれ)で、道路から見やすい位置に、公聴会の開催概要等を記した「公聴会開催のお知らせ」(別紙4)※A3判の掲示スペースを、公聴会開催日の1週間前までに確保してください。

なお、当該掲示物の掲示、利害関係者に対する開催案内の郵送やポスティング等及び開催告示の掲示(江東区役所前掲示板)は事務局が行います。



工事件名を記載してください。

## 〇〇一丁目計画新築工事

建築課に確認の上、建築審査会等の開催日を記載してください。

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇

申請者名を記載してください。

## 目 次

1. 許可申請理由書
2. 計画概要書
3. 付近見取図
4. 現況写真
5. 都市計画図
6. 配置図
7. 平面図
8. 立面図
9. 断面図
10. . . . .
11. . . . .
12. . . . .
13. . . . .
14. . . . .
15. . . . .

## 計画概要書

建築物の用途	一戸建ての住宅
敷地の地名地番	江東区東陽四丁目〇番〇
用途地域	準工業地域
高度地区	第3種高度地区
防火地域	準防火地域
日影規制	5h - 3h (4m)
その他の地域地区	建蔽率60%、容積率300% 第2種特別工業地区、〇〇地区地区計画
工事種別	新築
敷地面積	2,000.00m <sup>2</sup>
建築面積	1,000.00m <sup>2</sup>
延べ面積	4,500.00m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階、地下1階
高さ	9.855m

(別記様式(江東区路上建築物等連絡協議会規約第8条関係))A4

令和 年 月 日

正・副

## 路上建築物建築計画書

殿

申請者 住所

氏名

印

道路内に下記の建築物を建築したいので、ご意見をいただきたく計画書を提出いたします。

## 記

建築主	住所	(連絡先)	
	氏名		
設置場所	住居表示	その他の地域 地区等	
	用途地域		
	防火地域		
建築概要	用途	工事種別	
	構造	屋根材(不燃等)	
	建築面積	延べ面積	
	高さ・その他 必要な事項		
設計者	住所	(連絡先)	
	氏名		

※意見欄	令和 年 月 日付けで提出いただいた計画書について、意見は下記のとおりです。
------	--

※所管受付欄	その他備考

※欄は受付者が使用しますので申請者は記載しないでください

令和〇年〇月〇日

第 〇 回 建築審査会 バス停留所上家新築工事一覧

講案 件名	第 号	第 号	第 号
〇〇-丁目(〇〇駅前行き) バス停留所上家新築工事	〇〇-丁目(〇〇駅前行き) バス停留所上家新築工事	〇〇-丁目(〇〇駅前行き) バス停留所上家新築工事	〇〇-丁目(〇〇駅前行き) バス停留所上家新築工事
工事種別	新築	新築	新築
用途	路線バスの停留所の上家	路線バスの停留所の上家	路線バスの停留所の上家
地名地番	〇〇1-2-3地先	〇〇1-2-3地先	〇〇2-3-4地先
地域地区	準防火地域、準工業地域	準防火地域、準工業地域	準防火地域、商業地域
面積	建築面積 1.80㎡ 延床面積 8.14㎡	建築面積 1.80㎡ 延床面積 8.14㎡	建築面積 1.80㎡ 延床面積 8.14㎡
サイズ	長さ4.525m×幅1.8m×高さ2.9m	長さ4.525m×幅1.8m×高さ2.9m	長さ4.525m×幅1.8m×高さ2.9m
構造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造
道路	区道/歩道幅員5.07m	区道/歩道幅員3.50m	都道/歩道幅員5.07m
道路管 理者	江東区長: 支障なし	江東区長: 支障なし	東京都第五建設事務所長: 支障なし
事前 警察 協議	監視庁〇〇警察署長: 交通上支障なし	監視庁〇〇警察署長: 交通上支障なし	監視庁〇〇警察署長: 交通上支障なし
消防	東京消防庁〇〇消防署長: 消防上支障なし	東京消防庁〇〇消防署長: 消防上支障なし	東京消防庁〇〇消防署長: 消防上支障なし
写真			
地図			

### 標準的な許可までのフロー(建築審査会のみ)

	特定行政庁 (建築課)	建築審査会事務局 (建築調整課)
<p>事前相談</p> <p>↓</p> <p>許可申請</p> <p>(3週間)</p> <p>↓</p> <p>建築審査会用資料提出</p> <p>(2週間)</p> <p>↓</p> <p>建築審査会</p> <p>(2週間)</p> <p>↓</p> <p>許可</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>許可申請相談受付</li><li>審査会資料用の事前チェック</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>許可申請受付・審査<ul style="list-style-type: none"><li>※ 修正指示</li></ul></li><li>建築審査会開催依頼</li><li>建築審査会同意依頼</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>建築審査会用資料チェック<ul style="list-style-type: none"><li>※ 修正指示</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>建築審査会日程調整等</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>建築審査会開催通知 (建築審査会委員あて)<ul style="list-style-type: none"><li>※建築審査会の2週間前までに送付</li></ul></li><li>建築審査会用資料の各案件とりまとめ</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>建築審査会同意手続き</li></ul>

※ 案件の内容によっては、許可前に構造計算適合性判定の適合判定通知書の提出を求める場合がありますので、事前にご確認ください。



## 標準的な許可までのフロー(建築審査会、路上建築物等連絡協議会)

	特定行政庁 (建築課)	建築審査会事務局・ 路上建築物等連絡協議会事務局 (建築調整課)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事前相談</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可申請相談受付</li> <li>審査会資料用等の事前チェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上協日程調整等</li> <li>建築審査会日程調整等</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">許可申請</div> <p style="text-align: center;">(3週間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可申請受付・審査 ※ 修正指示</li> <li>路上協開催依頼</li> </ul>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">路上協用資料提出</div> <p style="text-align: center;">(3週間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上協用資料チェック ※ 修正指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上協開催通知(路上協委員あて) ※ 路上協の2週間前までに送付</li> <li>路上協用資料送付(路上協委員あて) ※ 路上協の2週間前までに送付</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">路上協</div> <p style="text-align: center;">(1週間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築審査会開催依頼</li> <li>建築審査会同意依頼</li> </ul>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">建築審査会用資料提出</div> <p style="text-align: center;">(2週間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築審査会用資料チェック ※ 修正指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築審査会開催通知 (建築審査会委員あて) ※ 審査会の2週間前までに送付</li> <li>建築審査会用資料の各案件とりまとめ</li> </ul>
<div style="border: 3px double black; padding: 5px; text-align: center;">建築審査会</div> <p style="text-align: center;">(2週間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防同意</li> <li>最終決裁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築審査会同意手続き</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">許可</div>	<p>※ 案件の内容によっては、許可前に構造計算適合性判定の適合判定 通知書の提出を求めますので、事前にご確認ください。</p>	

標準的な許可までのフロー(建築審査会、公聴会)

	特定行政庁 (建築課)	建築審査会事務局・公聴会事務局 (建築調整課)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事前相談</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可申請相談受付</li> <li>公聴会開催内容調整等</li> <li>審査会資料用等の事前チェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公聴会日程調整等</li> <li>建築審査会日程調整等</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">許可申請</div> <p>(3週間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可申請受付・審査 ※ 修正指示</li> <li>公聴会開催依頼</li>   <li>公聴会用資料チェック ※ 修正指示</li> </ul>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公聴会用資料提出</div> <p>(3週間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公聴会公告 ※ 公聴会の1週間前に公告</li> <li>申請者及び利害関係人等への開催通知 ※ 公聴会の1週間前までに送付</li> <li>欠席届の受付 ※公聴会の3日前まで</li> <li>委任状・代理人届等の受付</li>   <li>公聴会議事録作成</li> </ul>
<div style="border: 3px double black; padding: 5px; text-align: center;">公聴会</div> <p>(1週間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築審査会開催依頼</li> <li>建築審査会同意依頼</li>   <li>建築審査会用資料チェック ※ 修正指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築審査会開催通知 (建築審査会委員あて) ※ 審査会の2週間前までに送付</li> <li>建築審査会用資料の各案件とりまとめ</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">建築審査会用資料提出</div> <p>(2週間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>		
<div style="border: 3px double black; padding: 5px; text-align: center;">建築審査会</div> <p>(2週間)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防同意</li> <li>最終決裁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築審査会同意手続き</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">許可</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ※ 案件の内容によっては、許可前に構造計算適合性判定の適合判定通知書の提出を求める場合がありますので、事前にご確認ください。                 </div>	

## 公聴会開催のお知らせ

このたび、下記「 工 事 件 名 」の建築許可申請がありましたので、建築基準法第48条第00項ただし書きの規定に基づき、下記会場で公聴会を開催いたします。利害関係者でご意見のある方は、ご出席ください。

なお、出席をご希望の方は、あらかじめ下記担当課までご連絡願います。

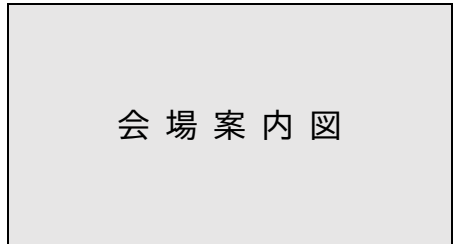
江東区長 \_\_\_\_\_

### 記

日 時：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前〇〇時から

場 所：江東区〇〇文化センター〇階 第〇会議室  
江東区東陽一丁目2番3号

理 由：下記建築物を・・・・・・・・・・するため。



建 築 主 住 所・氏 名	東京都江東区東陽一丁目2番3号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
建 築 場 所	江東区東陽一丁目2番地3 (地名地番)		
用 途 地 域	〇〇〇〇地域		
建 物 概 要			
工 事 種 別	新築・増築・用途変更	主 要 用 途	〇〇〇〇〇〇
構 造	〇〇〇〇 造	敷 地 面 積	〇〇,〇〇〇. 〇〇 m <sup>2</sup>
階 数	地上〇〇階、地下〇〇階	建 築 面 積	〇,〇〇〇. 〇〇 m <sup>2</sup>
高 さ	〇〇〇〇 m	延 べ 面 積	〇,〇〇〇. 〇〇 m <sup>2</sup>
適 用 条 文	建築基準法第48条第00項ただし書き		

担当課：江東区 都市整備部 建築調整課 建築調整係

電話 03-3647-9754 (直通)

担当 〇〇、〇〇

# 江 東 区 建 築 審 査 会

## 【資料作成の手引き】

令和5年11月

### 【許可申請・資料作成の問い合わせ先】

江東区都市整備部建築課建築係（区役所5階:5-26番窓口）

江東区東陽 4-11-28 ☎ 03(3647)9743（直通）

### 【事務局】

江東区都市整備部建築調整課建築調整係（区役所5階:5-29番窓口）

江東区東陽 4-11-28 ☎ 03(3647)9754（直通）